

# ENEOS 喜入基地株式会社周辺海域 における荒天時の錨泊自粛について

平成 30 年 9 月、台風の影響によりタンカーが走錨し、関西国際空港連絡橋に衝突した事故を受け、令和 2 年 7 月 1 日から事故防止対策のため「ENEOS 喜入基地株式会社」周辺海域に錨泊自粛海域が設定されますので、御協力をお願いいたします。

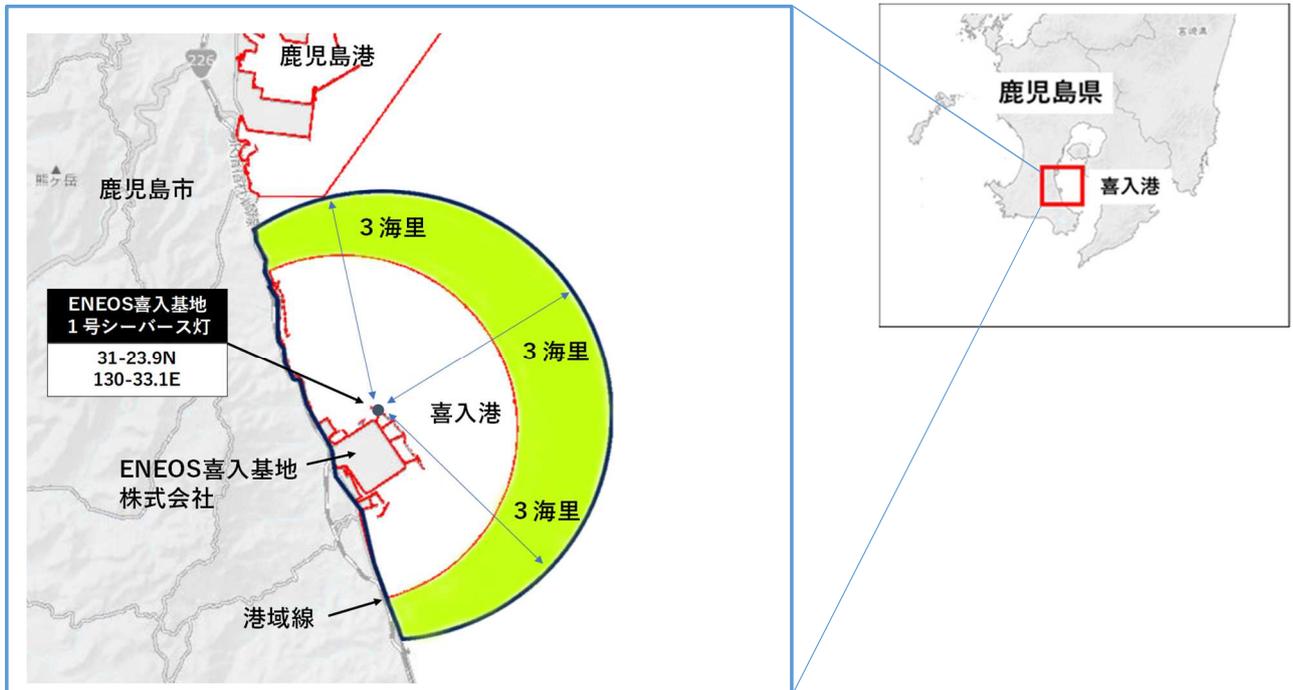
## 記

錨泊自粛海域	ENEOS喜入基地株式会社の基点 <sup>※1</sup> から3海里の海域のうち喜入港港域 <sup>※2</sup> を除外した海域
対象船舶	全ての船舶
対象期間	喜入港に港則法第39条第4項に基づく避難勧告が発せられたとき
適用除外 (錨泊可とする条件)	次の条件を全て満たす船舶に限り、錨泊自粛海域での錨泊を可とする。 <sup>※3</sup> >AIS (船舶自動識別装置) を搭載し、かつAISを適正に使用し、第十管区海上保安本部において錨泊を確認できること。 >錨鎖の伸出量が適切であること。 >守錨当直を配置し、船位確認及びVHF (Ch16) 聴取を行っていること。 >走錨した場合、直ちに揚錨し、機関を使用できる態勢にあること。
情報提供	第十管区海上保安本部がAIS、VHF、船舶電話等により情報提供を行います。
その他	この錨泊自粛は「喜入港台風・津波対策協議会」の協議に基づくものです。

※1 基点：ENEOS喜入基地 1号シーバース灯 (31-23.9N 130-33.1E)

※2 喜入港は港則法の適用海域ですので港域内は港則法第39条第4項に基づく勧告に従って下さい。

※3 第十管区海上保安本部や巡視船艇から錨泊状態の確認や指導を行う場合があります。



各種お問い合わせ先	走錨事故防止対策について	第十管区海上保安本部 交通部 航行安全課	TEL 099-250-9800
	喜入港における避難勧告について	喜入海上保安署	TEL 099-345-0125

※JX 喜入石油基地株式会社は、令和 2 年 7 月 1 日から商号が ENEOS 喜入基地株式会社になりました。